

## 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」

### 見える化要件とは

- \* 介護職員等特定処遇改善加算を受けるためには、事業所のホームページ等を活用する等、外部から見える形で公表することが必要です。特別養護老人ホーム愛心苑の取組として
- 「入職促進に向けた取組」
  - 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」
  - 「両立支援・多様な働き方の推進」
  - 「腰痛を含む心身の健康管理」
  - 「生産性向上のための業務改善の取組」
  - 「やりがい・働きがいの醸成」
- の区分となります。

### 職場環境要件について

区分	内容
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上の為の業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に質する、地域の児童・生徒や住民との交流の実地
	ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供